

令和2年4月8日	
所 属	尼崎市災害対策課
所属長	馬淵 勉
電 話	06-6489-6165

緊急事態宣言に伴う対応の変更について

5月6日までの緊急事態宣言に伴い、対応が変更になる主な内容は以下のとおりです。

1. 公共施設・スポーツ施設

原則閉館とします。

貸館やロビーの利用、図書の閲覧も不可となります。

2. 市主催イベント

原則中止又は延期とします。

3. 保育所

できる限り利用自粛をお願いします。

ただし、家庭での保育が困難な場合は受け入れを行います。

4. 市立学校園

既に臨時休業としています。

登校日は変更あり。(学校からの通知を確認ください)

5. 児童ホーム・こどもクラブ

児童ホームはできる限り利用自粛をお願いします。

ただし、家庭での保育が困難な場合は受け入れを行います。

こどもクラブは閉室とします(児童ホームの待機児童のみ受け入れます)

学校休業に伴い、受け入れ時間は 8 時 30 分～17 時 00 分(延長育成利用の場合は 18 時 00 分)、土曜日は 9 時 00 分～17 時 00 分までとします。

* 随時、状況により更新します。

以 上